

川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則 平成20年3月31日規則第64号 (趣旨) 第1条 この規則は、川崎市後期高齢者医療に関する条例（平成20年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるとともに、市が行う後期高齢者医療の事務について必要な事項を定めるものとする。 (事務の委任) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を区長に委任する。 (1) 保険料その他の諸収入金の徴収に関すること（特別徴収に係る特別徴収義務者への通知に関するものを除く。）。 (2) 過納及び誤納に係る保険料及び延滞金の還付及び充当に関すること（特別徴収による保険料に係る特別徴収義務者への還付に関するものを除く。）。 2 市長は、保険料その他の諸収入金の滞納処分に関する事務を区長及び次に掲げる者に委任する。 (1) 区民サービス部長_____ (2) 区役所の保険年金課_____において後期高齢者医療の保険料の徴収事務に従事する職員 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、区長及び前項各号に掲げる者に委任した事務について必要があると認めるときは、その取扱いについて指示することができる。 (過誤納) 第3条 区長は、納付された保険料又は延滞金（以下「納付金」という。）に過納又は誤納があった場合において、当該過納又は誤納に係る納付金	○川崎市後期高齢者医療に関する条例施行規則 平成20年3月31日規則第64号 第1条 この規則は、川崎市後期高齢者医療に関する条例（平成20年川崎市条例第12号。以下「条例」という。）の実施のため必要な事項を定めるとともに、市が行う後期高齢者医療の事務について必要な事項を定めるものとする。 (事務の委任) 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務を区長に委任する。 (1) 保険料その他の諸収入金の徴収に関すること（特別徴収に係る特別徴収義務者への通知に関するものを除く。）。 (2) 過納及び誤納に係る保険料及び延滞金の還付及び充当に関すること（特別徴収による保険料に係る特別徴収義務者への還付に関するものを除く。）。 2 市長は、保険料その他の諸収入金の滞納処分に関する事務を区長及び次に掲げる者に委任する。 (1) 区民サービス部長及び支所長 (2) 区役所の保険年金課又は支所区民センターにおいて後期高齢者医療の保険料の徴収事務に従事する職員 3 市長は、前2項の規定にかかわらず、区長及び前項各号に掲げる者に委任した事務について必要があると認めるときは、その取扱いについて指示することができる。 (過誤納) 第3条 区長は、納付された保険料又は延滞金（以下「納付金」という。）に過納又は誤納があった場合において、当該過納又は誤納に係る納付金

改正後	改正前																								
(以下「過誤納金」という。)を還付し、又は充当するときは、<u>過誤納金還付充当通知書</u>により被保険者又は連帯納付義務者（以下「納付義務者」という。）に通知するものとする。	(以下「過誤納金」という。)を還付するときは<u>過誤納金還付通知書により、過誤納金を充当するときは過誤納金充当通知書</u>により被保険者又は連帯納付義務者（以下「納付義務者」という。）に通知するものとする。																								
2 納付義務者は、前項の<u>過誤納金還付充当通知書</u>を受理した場合又は既納の納付金のうち、過誤納金があることを発見した場合において、当該過誤納金の還付を受けようとするときは、過誤納金還付請求書を区長に提出しなければならない。	2 納付義務者は、前項の<u>過誤納金還付通知書</u>を受理した場合又は既納の納付金のうち、過誤納金があることを発見した場合において、当該過誤納金の還付を受けようとするときは、過誤納金還付請求書を区長に提出しなければならない。																								
(過料)	(趣旨)																								
第4条 市長は、条例第8条の規定により過料を科する場合においては、過料決定書によりその旨通知し、納入通知書により徴収する。	第4条 市長は、条例第8条の規定により過料を科する場合においては、過料決定書によりその旨通知し、納入通知書により徴収する。																								
(様式)	(様式)																								
第5条 法令及び条例並びにこの規則の規定に基づき、市が行う後期高齢者医療の事務に用いる書類の様式は、市長が別に定めるものを除き、別表に定めるところによる。	第5条 法令及び条例並びにこの規則の規定に基づき、市が行う後期高齢者医療の事務に用いる書類の様式は、市長が別に定めるものを除き、別表に定めるところによる。																								
(委任)	(委任)																								
第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。	第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が定める。																								
別表（第5条関係）	別表（第5条関係）																								
<table><tr><th>様式番号</th><th>名称</th><th>根拠条項</th></tr><tr><td>1</td><td>後期高齢者医療保険料過誤納金還付<u>充当</u>通知書</td><td>第3条第1項</td></tr><tr><td>2</td><td>後期高齢者医療保険料過誤納金<u>還付請求書</u></td><td><u>第3条第2項</u></td></tr><tr><td>3</td><td>後期高齢者医療過料決定書</td><td></td></tr></table>	様式番号	名称	根拠条項	1	後期高齢者医療保険料過誤納金還付 <u>充当</u> 通知書	第3条第1項	2	後期高齢者医療保険料過誤納金 <u>還付請求書</u>	<u>第3条第2項</u>	3	後期高齢者医療過料決定書		<table><tr><th>様式番号</th><th>名称</th><th>根拠条項</th></tr><tr><td>1</td><td>後期高齢者医療保険料過誤納金還付<u>通知書・後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書</u></td><td>第3条第1項 <u>第3条第2項</u></td></tr><tr><td>2</td><td>後期高齢者医療保険料過誤納金<u>充当通知書</u></td><td><u>第3条第1項</u></td></tr><tr><td>3</td><td>後期高齢者医療過料決定書</td><td></td></tr></table>	様式番号	名称	根拠条項	1	後期高齢者医療保険料過誤納金還付 <u>通知書・後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書</u>	第3条第1項 <u>第3条第2項</u>	2	後期高齢者医療保険料過誤納金 <u>充当通知書</u>	<u>第3条第1項</u>	3	後期高齢者医療過料決定書	
様式番号	名称	根拠条項																							
1	後期高齢者医療保険料過誤納金還付 <u>充当</u> 通知書	第3条第1項																							
2	後期高齢者医療保険料過誤納金 <u>還付請求書</u>	<u>第3条第2項</u>																							
3	後期高齢者医療過料決定書																								
様式番号	名称	根拠条項																							
1	後期高齢者医療保険料過誤納金還付 <u>通知書・後期高齢者医療保険料過誤納金還付請求書</u>	第3条第1項 <u>第3条第2項</u>																							
2	後期高齢者医療保険料過誤納金 <u>充当通知書</u>	<u>第3条第1項</u>																							
3	後期高齢者医療過料決定書																								

第1号様式

No	充当元測定 充当先測定	充当元賦課 充当先賦課	充当元通知書番号 充当先通知書番号	充当元期月等 充当先期月等	充当額合計		充当後未納額	
					保険料	延滞金	保険料	延滞金
				合計				

第 1 号様式

任 状	委任者（請求者）	氏名	_____	印
	受任者（口座名義人）	氏名	_____	

第2号様式

第 2 号様式

[illegible]